

地域環境管理計画

平成12年9月策定

(令和3年3月改定)

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 第1章 地域環境管理計画策定の基本的考え方 | 1 |
| 1 策定の主旨 | 1 |
| 2 地域環境管理計画の構成及び役割..... | 1 |
| 第2章 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像 | 2 |
| 第3章 環境影響評価項目等 | 3 |
| 1 環境影響評価項目 | 3 |
| 2 環境配慮項目 | 4 |
| 3 計画段階環境配慮項目 | 5 |
| 第4章 地域別環境保全水準 | 6 |
| 地域環境管理計画に定める各物質に係る別表..... | 11 |

第1章 地域環境管理計画策定の基本的考え方

1 策定の主旨

地域環境管理計画は、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。以下「条例」という。）第6条の規定を受け、良好な環境の保全及び創造を図るため、その基本となる指針として策定するものであり、市民生活に係る環境全般を環境の範囲とし、川崎市環境基本条例及び同条例に基づく環境基本計画並びにその他の環境関連条例等との整合を図るものである。

事業者、市民及び市は、条例及び本地域環境管理計画のもとに、環境影響評価、事後調査その他の手続きが適切に行われるようそれぞれの立場で地域のめざすべき環境像の実現を図るものである。

2 地域環境管理計画の構成及び役割

地域環境管理計画は、その目標として、条例第6条第2項第1号により、「市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像」を掲げ、この望ましい地域環境像を実現するため、環境影響評価、事後調査に係る具体的な環境要素としての「環境影響評価に係る項目（以下「環境影響評価項目」という。）」、それぞれの環境影響評価項目の目安として「地域別環境保全水準」を示す。また、上記の環境影響評価において環境影響評価項目以外に地域環境及び地球環境の保全の見地から配慮を行う項目として「環境配慮項目」を示す。さらに、計画段階における配慮を要する環境要素の項目（以下「計画段階環境配慮項目」という。）を示す。

事業者は、本地域環境管理計画に従い、地域特性、事業特性等を考慮し、必要な環境影響評価項目等を選択して、環境影響評価等を実施し、地域別環境保全水準を満たすことが求められる。

なお、本地域環境管理計画を踏まえて、環境影響評価等を実施するための技術的な細目について、別途環境影響評価等技術指針を定めるものである。

持続可能な開発目標（SDGs）について

川崎市では、平成31年2月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針～成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき～」を策定し、「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」を基本目標として、持続可能なまちづくりや、誰一人取り残さないことなどを強く意識した取組を進めるとともに、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を図ることなどにより、経済・社会・環境の三側面の調和や統合的な向上を目指した取組を推進している。条例及び本地域環境管理計画のもとに行われる環境影響評価等においても、SDGsの趣旨を踏まえ、川崎市の将来にわたる持続可能な発展に寄与していく必要がある。

【本地域環境管理計画に関するSDGsのゴール】



第2章 市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像

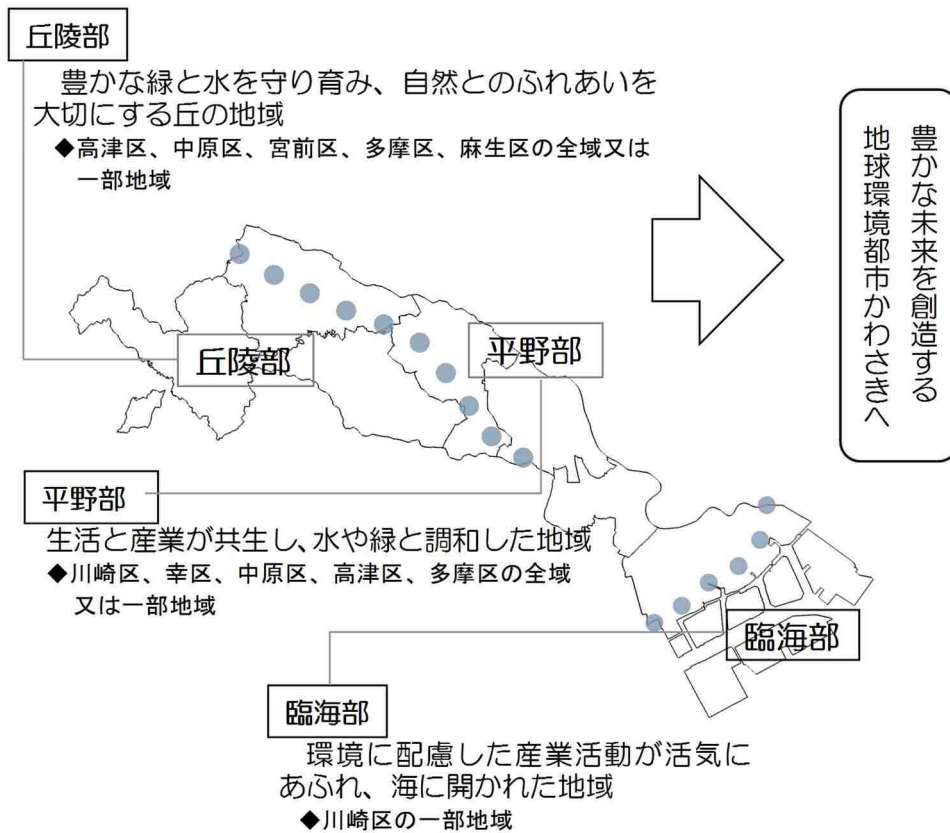
良好な環境の保全及び創造を図るため、市民の安全で健康かつ快適な環境を示す望ましい地域環境像は、環境基本計画に掲げる全市のめざすべき環境像「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」とする。

豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ

※「地球環境都市」とは、

- ①「市民一人ひとりが、環境から多大な恩恵を受けていること、環境に対し負荷を与えていることを認識し、協働・連携しながら、持続可能なまちづくりに取り組んでいる都市」
- ②「脱炭素社会の実現に向けて、蓄積された高度な環境技術・経験を活かし、技術と社会の革新に寄与していく『グリーンイノベーション』の実現に向けた取組が進められている都市」
- ③「地域の環境保全のみならず、地球規模の環境課題の解決に向け、大きく貢献している都市」のこともいれ、環境先進都市として取組を進めてきた本市は、この新たな都市の姿をめざします。

本地域環境管理計画では、自然的かつ社会的状況を考慮して、次のとおり臨海部、平野部、丘陵部の3地域に区分し、地域ごとの特徴を活かしながら、環境基本計画の「めざすべき環境像」の実現を地域から目指すこととする。



第3章 環境影響評価項目等

1 環境影響評価項目

環境影響評価項目は次のとおりとする。

| 環境影響評価項目 | | |
|-----------------------|----------------|----------------|
| 分野 | 大項目 | 小項目 |
| 脱炭素化を見据えた地球環境保全 | 地球環境 | 温室効果ガス |
| 大気や水などの環境保全 及び資源循環 | 大気 | 大気質 |
| | | 悪臭 |
| | | 上記以外の大気環境要素 |
| | 水 | 水質 |
| | | 水温 |
| | | 底質 |
| | 地盤 | 地下水位 |
| | | 地盤沈下 |
| | | 変状 |
| | 土壌汚染 | 土壌汚染 |
| 騒音・振動・低周波音 | 騒音 | |
| | 振動 | |
| | 低周波音 | |
| 廃棄物等 | 一般廃棄物 | |
| | 産業廃棄物 | |
| | 建設発生土 | |
| 自然共生 | 水象 | 水量・流量・流出量 |
| | | 湧水 |
| | | 潮流 |
| | | 上記以外の水環境要素 |
| | 生物 | 植物 |
| | | 動物 |
| | | 生態系 |
| | 緑 | 緑の質 |
| | | 緑の量 |
| | 人と自然とのふれあい活動の場 | 人と自然とのふれあい活動の場 |
| 歴史的文化的遺産 | 歴史的文化的遺産 | |
| 景観 | 景観 | |
| | 圧迫感 | |
| 安心・快適な生活環境確保 | 構造物の景観 | 日照阻害 |
| | | テレビ受信障害 |
| | | 風害 |
| | コミュニティ施設 | コミュニティ施設 |
| | 地域交通 | 交通安全 |
| | | 交通混雑 |
| | | 地域分断 |
| | 地形・地質 | 土砂流出 |
| | | 崩壊 |
| | | 斜面安定 |
| 安全 | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 | |

2 環境配慮項目

環境配慮項目は、地域環境及び地球環境の保全の見地から配慮を行う項目として、次のとおりとする。

| 環境配慮項目 | 内 容 |
|-------------|---|
| 有害化学物質 | ・有害化学物質の使用、保管、処分、排出等に係る漏洩防止等 |
| 放射性物質 | ・放射性物質の使用、保管、処分、排出等に係る漏洩防止等 |
| 電磁波・電磁界 | ・人の健康影響が懸念される超低周波の電磁波の漏洩防止等 |
| 光 害 | ・夜間の照明による生活環境及び生態系に影響を及ぼすことに対する抑制等 |
| 地震時等の災害 | ・地震等の自然災害時あるいは事故時における災害及び二次災害 |
| 生物多様性 | ・生物多様性の保全、持続可能な利用 |
| 地球温暖化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の抑制等 ・エネルギー使用量の削減 ・再生可能エネルギー源、未利用エネルギー等の利用 ・フロン類（オゾン層破壊物質を含む。）の使用量の削減、漏洩防止等 |
| 気候変動の影響への適応 | <ul style="list-style-type: none"> ・治水・水害対策 ・暑熱対策（人工排熱の低減や地表面被覆の改善等のヒートアイランド対策を含む。）等 |
| 酸性雨 | ・酸性雨の原因となる物質の排出の抑制等 |
| 資 源 | <ul style="list-style-type: none"> ・資源の有効利用 ・水資源の有効利用や水循環の維持・回復 ・省資源 |

3 計画段階環境配慮項目

計画段階環境配慮項目は次のとおりとする。

| 計画段階環境配慮項目 | |
|-------------------|--------------------------|
| 分野 | 項目 |
| 脱炭素化を見据えた地球環境保全 | 地球環境（温室効果ガス、気候変動の影響への適応） |
| 大気や水などの環境保全及び資源循環 | 大気（大気質、悪臭） |
| | 水（水質、水温、底質） |
| | 地盤（地下水位、地盤沈下、変状） |
| | 土壌汚染 |
| | 騒音・振動・低周波音（騒音、振動、低周波音） |
| | 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土） |
| | その他の環境要素 |
| 自然共生 | 水象（水量・流量・流出量、湧水、潮流） |
| | 生物（植物、動物、生態系） |
| | 緑（緑の質、緑の量） |
| | 人と自然とのふれあい活動の場 |
| | 歴史的文化的遺産 |
| | 景観 |
| 安心・快適な生活環境確保 | 構造物の影響（日照障害、テレビ受信障害、風害） |
| | 利用者にやさしい公共施設 |
| | 地域交通（交通安全、交通混雑、地域分断） |
| | 地形・地質（土砂流出、崩壊、斜面安定） |
| | 安全（火災、爆発、化学物質の漏洩等） |

第4章 地域別環境保全水準

望ましい地域環境像を実現するため、環境影響評価項目ごとの評価の目安とする地域別環境保全水準は、次のとおりとする。

丘陵部、平野部、臨海部の各地域の範囲は、原則として第2章に示す範囲とするが、これらの各地域の中においてもその地域特性は一様ではないことから、さらにきめ細かな地域特性を考慮する必要がある。

なお、大気質、水質等の各物質の詳細及び各項目の具体的な数値等は別途定める環境影響評価等技術指針に記載する。

| 環境影響評価項目 | | | 地域別環境保全水準 | | | | |
|-------------------|------|-------------|--|---|--------------------------------------|-----|---------------------------------|
| 分野 | 大項目 | 小項目 | 環境影響評価項目の内容 | | 丘陵部 | 平野部 | 臨海部 |
| 脱炭素化を見据えた地球環境保全 | 地球環境 | 温室効果ガス | 工場等の稼働、建築物の供用等に伴う温室効果ガスの排出（エネルギーの使用を含む）に係る影響 | | 温室効果ガスの排出量の抑制を図ること。 | 同左 | 同左 |
| 大気や水などの環境保全及び資源循環 | 大気 | 大気質 | 環境基準設定物質 | 工場等から排出される物質で、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法等で環境基準が定められている物質による大気質に係る影響 | 環境基準等を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。 | 同左 | 同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。 |
| | | | 規制物質 | 工場等から排出される物質で、大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に排出基準等が定められている物質による大気質に係る影響 | 人の健康の保護及び生活環境の保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 有害大気汚染物質 | 工場等から排出される物質で、大気汚染防止法に定める有害大気汚染物質による大気質に係る影響 | 人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 光化学オキシダント生成原因物質 | 工場等から排出される物質で、光化学オキシダント生成原因となる非メタン炭化水素による大気質に係る影響 | 光化学オキシダント生成防止のための大気中炭化水素濃度を超えないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | 悪臭 | 悪臭物質、臭気指数 | 悪臭防止法に定められている物質等、工場等から発生する悪臭に係る影響 | 大部分の地域住民が日常生活において感知しない程度であること。 | 同左 | 同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。 |
| | | 上記以外の大気環境要素 | 上記以外の大気環境要素に係る影響 | | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |

| 環境影響評価項目 | | | 環境影響評価項目の内容 | | 地域別環境保全水準 | | |
|-------------------|------|------|-----------------------------------|---|--|-----|-----|
| 分野 | 大項目 | 小項目 | | | 丘陵部 | 平野部 | 臨海部 |
| 大気や水などの環境保全及び資源循環 | 水 | 水質 | 環境基準設定物質 | 工場等からの排水で、環境基本法、ダイオキシン類対策特別措置法等で環境基準が定められている物質による公共用水域及び地下水の水質に係る影響 | 環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 規制物質 | 工場等からの排水で、水質汚濁防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等に排水基準等が定められている物質による公共用水域及び地下水の水質に係る影響 | 人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 要監視項目 | 工場等からの排水で、要監視項目による公共用水域及び地下水の水質に係る影響 | 人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | 水温 | 工場等の稼働に伴う温排水又は冷排水による公共用水域の水質に係る影響 | 生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 | |
| | | 底質 | 埋立、浚渫等による公共用水域の底質に係る影響 | 人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 | |
| | | 地盤 | 地下水位 | 土地の改変、地下水の揚水等に伴う地下水位の変化に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 地盤沈下 | | 土地の改変、地下水の揚水等に伴う地盤沈下に係る影響 | 地盤沈下を生じさせないこと。 | 同左 | 同左 | |
| | 変状 | | 土地の改変等に伴う地盤の変状に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 | |
| | 土壌汚染 | 土壌汚染 | 環境基準設定物質 | 土地の改変等に伴う土壌汚染状況の変化並びに工場等の稼働等による土壌に係る影響 | 環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 特定有害物質 | | 人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 上記以外の物質 | | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |

| 環境影響評価項目 | | | 環境影響評価項目の内容 | | 地域別環境保全水準 | | | |
|-------------------|------------|-------|------------------------------|-------------------------------------|---|---|---------------------------------|---------------------------------|
| 分野 | 大項目 | 小項目 | | | 丘陵部 | 平野部 | 臨海部 | |
| 大気や水などの環境保全及び資源循環 | 騒音・振動・低周波音 | 騒音 | 工場等に係る騒音 | 建設工事、工場等の稼働、車両の走行、航空機の運行等に伴う騒音に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 | |
| | | | 道路に係る騒音 | | 環境基準を超えないこと。 | 同左 | 同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。 | |
| | | | 建設工事に係る騒音 | | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。 | |
| | | | 鉄道に係る騒音 | | 生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。 | 同左 | 同左 | |
| | | | 航空機に係る騒音 | | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 | |
| | | 振動 | 工場等に係る振動 | | 建設工事、工場等の稼働、車両の走行等に伴う振動に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | | 道路に係る振動 | | | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。 |
| | | | 建設工事に係る振動 | | | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 工業専用地域内においては、現状を悪化させないこと。 |
| | | | 鉄道に係る振動 | | | 生活環境の保全に支障のないこと。ただし、線路の改良については現状の改善を図ること。 | 同左 | 同左 |
| | | | 低周波音 | | 建設工事、工場等の稼働等に伴う低周波音に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 廃棄物等 | 一般廃棄物 | 人口の変化、事業活動等に伴い発生する一般廃棄物に係る影響 | 資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 | | |
| | | 産業廃棄物 | 建設工事、工場等の稼働に伴い発生する産業廃棄物に係る影響 | 資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 | | |
| | | 建設発生土 | 土地の改変に伴う建設発生土に係る影響 | 資源の循環を図るとともに、生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 | | |

| 環境影響評価項目 | | | 環境影響評価項目の内容 | | 地域別環境保全水準 | | | |
|----------|-----|------------|----------------------------------|---|--|------------------------|-------------------------------|----|
| 分野 | 大項目 | 小項目 | | | 丘陵部 | 平野部 | 臨海部 | |
| 自然共生 | 水 象 | 水量・流量・流出量 | 河川等 | 土地の改変、工場等の稼働等に伴う河川等の水量・流量・流出量に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。 | 同左 | 同左 | |
| | | 湧 水 | 土地の改変、地下水の揚水等に伴う湧水の流量及び湧出場所に係る影響 | | 生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。 | — | — | |
| | | 潮 流 | 海域 | 埋立、工場等の稼働等に伴う潮流に係る影響 | — | — | 生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準を超えないこと。 | |
| | | 上記以外の水環境要素 | 上記以外の水象の環境要素に係る影響 | | 生活環境の保全に支障のないこと。生態系の適切な保全の観点からみて必要な水準が確保されていること。 | 同左 | 同左 | |
| | 生 物 | 植 物 | 植物相 | 樹林の伐採、土地の改変等に伴う植物相、群落に係る影響 | | 適切な保全・回復を図ること。 | 同左 | 同左 |
| | | | 注目される種、群落 | 樹林の伐採、土地の改変等に伴う希少性、学術性等の観点から注目される種、群落に係る影響 | | 適切な保全・回復を図ること。 | 同左 | 同左 |
| | | 動 物 | 動物相 | 樹林の伐採、土地の改変等に伴う生息環境の変化による動物相に係る影響 | | 適切な保全・回復を図ること。 | 同左 | 同左 |
| | | | 注目される種、生息地 | 樹林の伐採、土地の改変等に伴う希少性、学術性等の観点から注目される種、生息地に係る影響 | | 適切な保全・回復を図ること。 | 同左 | 同左 |
| | | 生態系 | 樹林の伐採、土地の改変等に伴う生態系に係る影響 | | 適切な保全・回復を図ること。 | 同左 | 同左 | |
| | 緑 | 緑の質 | 植栽樹木の適合性、植栽基盤(質、厚さ) | 植栽予定樹種の適合性及び植生を維持するための植栽基盤の形質、厚さ等、緑の回復育成に係る影響 | | 緑の適切な回復育成を図ること。 | 同左 | 同左 |
| 緑の量 | | 緑被、緑の構成 | 樹林の伐採、土地の改変等に伴う、緑被の状況に係る影響 | | 緑被を著しく減少させないこと。ただし、良好な自然環境地域(特別緑地保全地区、緑の保全地域、緑地保全協定地等)は保全すること。 | 緑の現状を活かし、かつ、回復育成を図ること。 | 緑の適切な創出、回復育成を図ること。 | |

| 環境影響評価項目 | | | 環境影響評価項目の内容 | 地域別環境保全水準 | | |
|--------------|----------------|----------------|---|---|-----|-------------------------|
| 分野 | 大項目 | 小項目 | | 丘陵部 | 平野部 | 臨海部 |
| 自然共生 | 人と自然とのふれあい活動の場 | 人と自然とのふれあい活動の場 | 土地の改変、建築物・工作物の建築等に伴う自然とのふれあい活動の場、公園等のふれあい活動の場が持つ機能に係る影響 | 自然とのふれあい活動に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 歴史的・文化的遺産 | 歴史的・文化的遺産 | 土地の改変、建築物・工作物の建築等に伴う文化財等及び埋蔵文化財包蔵地に係る影響 | 価値ある歴史的・文化的文化財について周辺環境を含めて保全を図ること。 | 同左 | 価値ある歴史的・文化的文化財の保全を図ること。 |
| | 景観 | 景観 | 樹林の伐採、土地の改変、建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす景観の変化に係る影響 | 周辺環境と調和を保つこと。又は、魅力ある都市景観の形成を図ること。 | 同左 | 同左 |
| | | 圧迫感 | 建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす圧迫感の変化に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 (工業専用地域内は除く。) |
| 安心・快適な生活環境確保 | 構造物の影響 | 日照阻害 | 建築物・工作物の建築等に伴う日照に係る影響 | 住環境に著しい影響を与えないこと。 | 同左 | 同左 (工業専用地域内は除く。) |
| | | テレビ受信障害 | 建築物・工作物の建築等に伴うテレビ受信に係る影響 | 良好な受信画質を維持すること。かつ、現状を悪化させないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | 風害 | 建築物・工作物の建築等が周辺環境に及ぼす風環境の変化による影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | コミュニティ施設 | コミュニティ施設 | 人口の変化等に伴う教育施設、集会所、公園等のコミュニティ施設に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 地域交通 | 交通安全 | 建設工事の工事用車両及び施設の設置に伴う関連車両の走行に伴う交通量・交通流の変化による交通安全に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | 交通混雑 | 建設工事の工事用車両及び施設の設置に伴う関連車両の走行に伴う交通量・交通流に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | 地域分断 | 道路、鉄道等の新設等に伴う地域住民の交通経路等地域分断に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 地形・地質 | 土砂流出 | 土地の改変に伴う土砂流出に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | 同左 |
| | | 崩壊 | 土地の改変に伴う斜面等の崩壊に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | — |
| | | 斜面安定 | 土地の改変に伴う斜面の安定に係る影響 | 生活環境の保全に支障のないこと。 | 同左 | — |
| | 安全 | 火災、爆発、化学物質の漏洩等 | 工場等の稼働に伴う高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の取り扱い、事故防止等安全確保等に係る影響 | 人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理を図ること。 | 同左 | 同左 |

地域環境管理計画に定める各物質に係る別表

1 大気質

別表1 環境基準設定物質

| | |
|-----------------------------|-----------|
| (1) 環境基本法に定める環境基準が設定されている物質 | |
| 1 二酸化硫黄 | 9 微小粒子状物質 |
| 2 二酸化窒素 | |
| 3 一酸化炭素 | |
| 4 浮遊粒子状物質 | |
| 5 ベンゼン | |
| 6 トリクロロエチレン | |
| 7 テトラクロロエチレン | |
| 8 ジクロロメタン | |
| (2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質 | |
| ダイオキシン類 | |

別表2 規制物質

(大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に排出基準が定められている物質で環境基準設定物質を除く。)

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| (1) 大気汚染防止法の有害物質(大気汚染防止法第2条第1項第3号) | |
| 1 カドミウム及びその化合物 | 4 鉛及びその化合物 |
| 2 塩素及び塩化水素 | 5 窒素酸化物 |
| 3 弗素、弗化水素及び弗化珪素 | |
| (2) 自動車排出ガス(大気汚染防止法第2条第16項) | |
| 1 一酸化炭素 | 3 窒素酸化物 |
| 2 炭化水素 | 4 粒子状物質 |
| (3) 粉じん(大気汚染防止法第2条第7項及び第8項) | |
| 1 一般粉じん | 2 特定粉じん |
| (4) 揮発性有機化合物(大気汚染防止法第2条第4項) | |
| (5) 水銀等(水銀及びその化合物)(大気汚染防止法第2条第12項) | |
| (6) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 | |
| ア 炭化水素系物質(排出口からの濃度基準) | イ 排煙指定物質 |
| 1 トルエン | 1 カドミウム及びその化合物 |
| 2 キシレン | 2 塩素及び塩化水素 |
| 3 ホルムアルデヒド | 3 弗素、弗化水素及び弗化珪素 |
| 4 フェノール | 4 鉛及びその化合物 |
| | 5 アンモニア |
| | 6 シアン化合物 |
| | 7 窒素酸化物 |
| | 8 硫化水素 |

別表3 有害大気汚染物質

(大気汚染防止法第2条第15項に規定する有害大気汚染物質)

(平成22年10月18日中央環境審議会答申で有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質として指定されている物質のうち、「優先取組物質」として指定された物質で別表1の環境基準設定物質及び別表2の規制物質を除く。)

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 アクリロニトリル | 9 1, 2-ジクロロエタン |
| 2 アセトアルデヒド | 10 ニッケル化合物 |
| 3 塩化ビニルモノマー | 11 ヒ素及びその化合物 |
| 4 塩化メチル | 12 1, 3-ブタジエン |
| 5 クロム及び三価クロム化合物 | 13 ベリリウム及びその化合物 |
| 6 六価クロム化合物 | 14 ベンゾ[a]ピレン |
| 7 クロロホルム | 15 マンガン及びその化合物 |
| 8 酸化エチレン | |

2 悪臭

別表4 悪臭物質、臭気指数

| | |
|---------------------------|----------------|
| (1) 悪臭防止法で規制されている特定悪臭物質 | |
| 1 アンモニア | 12 イソバレルアルデヒド |
| 2 メチルメルカプタン | 13 イソブタノール |
| 3 硫化水素 | 14 酢酸エチル |
| 4 硫化メチル | 15 メチルイソブチルケトン |
| 5 二硫化メチル | 16 トルエン |
| 6 トリメチルアミン | 17 スチレン |
| 7 アセトアルデヒド | 18 キシレン |
| 8 プロピオンアルデヒド | 19 プロピオン酸 |
| 9 ノルマルブチルアルデヒド | 20 ノルマル酪酸 |
| 10 イソブチルアルデヒド | 21 ノルマル吉草酸 |
| 11 ノルマルバレルアルデヒド | 22 イソ吉草酸 |
| (2) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 | |
| 臭気指数 | |

3 水質

別表5 環境基準設定物質

(1) 環境基本法に定める環境基準が設定されている物質

| ア 人の健康の保護に関する項目（公共用水域及び地下水に係る項目） | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1 カドミウム | 16 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| 2 全シアン | 17 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| 3 鉛 | 18 トリクロロエチレン |
| 4 六価クロム | 19 テトラクロロエチレン |
| 5 砒素 | 20 1, 3-ジクロロプロペン |
| 6 総水銀 | 21 チウラム |
| 7 アルキル水銀 | 22 シマジン |
| 8 PCB | 23 チオベンカルブ |
| 9 ジクロロメタン | 24 ベンゼン |
| 10 四塩化炭素 | 25 セレン |
| 11 クロロエチレン※1 | 26 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 |
| 12 1, 2-ジクロロエタン | 27 ふっ素 |
| 13 1, 1-ジクロロエチレン | 28 ほう素 |
| 14 シス-1, 2-ジクロロエチレン※2 | 29 1, 4-ジオキサン |
| 15 1, 2-ジクロロエチレン※1 | |
| イ 生活環境の保全に係る項目（公共用水域に係る項目） | |
| (ア) 河川に係る項目 | (イ) 海域に係る項目 |
| 1 水素イオン濃度 | 1 水素イオン濃度 |
| 2 生物化学的酸素要求量 | 2 化学的酸素要求量 |
| 3 浮遊物質 | 3 溶存酸素量 |
| 4 溶存酸素量 | 4 大腸菌群数 |
| 5 大腸菌群数 | 5 n-ヘキサン抽出物質（油分等） |
| 6 全亜鉛 | 6 全窒素 |
| 7 ノニルフェノール | 7 全燐 |
| 8 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 | 8 全亜鉛 |
| | 9 ノニルフェノール |
| | 10 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| | 11 底層溶存酸素量 |

※1 地下水に係る項目

※2 公共用水域に係る項目

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質

| |
|---------|
| ダイオキシン類 |
|---------|

別表6 規制物質

(水質汚濁防止法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に排出基準が定められている物質で環境基準設定物質を除く。)

| | |
|---|---------------------------|
| 1 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 5 鉄及びその化合物 |
| 2 フェノール類 | 6 マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） |
| 3 銅及びその化合物 | 7 クロム及びその化合物 |
| 4 亜鉛及びその化合物 | 8 ニッケル及びその化合物 |

別表7 要監視項目

(1) 人の健康の保護に関する要監視項目

(平成5年3月 環境庁水質保全局長通知(最新改正令和2年5月)に定められている要監視項目で環境基準設定物質及び規制物質を除く。)

| | | | |
|----|--------------------|----|---|
| 1 | クロロホルム | 14 | フェノブカルブ (BPMC) |
| 2 | トランス-1, 2-ジクロロエチレン | 15 | イプロベンホス (IBP) |
| 3 | 1, 2-ジクロロプロパン | 16 | クロルニトロフェン (CNP) |
| 4 | p-ジクロロベンゼン | 17 | トルエン |
| 5 | イソキサチオン | 18 | キシレン |
| 6 | ダイアジノン | 19 | フタル酸ジエチルヘキシル |
| 7 | フェニトロチオン (MEP) | 20 | モリブデン |
| 8 | イソプロチオラン | 21 | アンチモン |
| 9 | オキシ銅 (有機銅) | 22 | 塩化ビニルモノマー |
| 10 | クロロタロニル (TPN) | 23 | エピクロロヒドリン |
| 11 | プロピザミド | 24 | ウラン |
| 12 | EPN | 25 | ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) |
| 13 | ジクロロボス (DDVP) | | |

(2) 水生生物の保全に関する要監視項目

| | | | |
|---|----------|---|------------------|
| 1 | クロロホルム | 4 | 4-tert-オクチルフェノール |
| 2 | フェノール | 5 | アニリン |
| 3 | ホルムアルデヒド | 6 | 2, 4-ジクロロフェノール |

4 底質

別表8 底質に係る物質

| | |
|---|---|
| (1) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質 | |
| ダイオキシン類 | |
| (2) 底質の暫定除去基準（昭和 50 年環水管第 119 号環境庁水質保全局長通知）に定められた物質 | |
| 1 水銀 2 PCB | |
| (3) 水底土砂に係る判定基準 （海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第 5 条第 1 項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令） | |
| 1 アルキル水銀化合物 2 水銀又はその化合物 3 カドミウム又はその化合物 4 鉛又はその化合物 5 有機燐化合物 6 六価クロム化合物 7 砒素又はその化合物 8 シアン化合物 9 PCB 10 銅又はその化合物 11 亜鉛又はその化合物 12 ふっ化物 13 トリクロロエチレン 14 テトラクロロエチレン 15 ベリリウム又はその化合物 16 クロム又はその化合物 | 17 ニッケル又はその化合物 18 バナジウム又はその化合物 19 有機塩素化合物（注） 20 ジクロロメタン 21 四塩化炭素 22 1, 2-ジクロロエタン 23 1, 1-ジクロロエチレン 24 シス-1, 2-ジクロロエチレン 25 1, 1, 1-トリクロロエタン 26 1, 1, 2-トリクロロエタン 27 1, 3-ジクロロプロペン 28 チウラム 29 シマジン 30 チオベンカルブ 31 ベンゼン 32 セレン又はその化合物 33 1, 4-ジオキサン 34 ダイオキシン類 |

(注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令別表第 3 の 3 第 2 4 号に掲げる有機塩素化合物

5 土壤汚染

別表9 土壤汚染に係る物質

(1) 環境基準設定物質

| (1) 環境基本法に定める環境基準が設定されている物質 | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 カドミウム | 16 1, 2-ジクロロエチレン |
| 2 全シアン | 17 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| 3 有機燐 | 18 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| 4 鉛 | 19 トリクロロエチレン |
| 5 六価クロム | 20 テトラクロロエチレン |
| 6 砒素 | 21 1, 3-ジクロロプロペン |
| 7 総水銀 | 22 チウラム |
| 8 アルキル水銀 | 23 シマジン |
| 9 PCB | 24 チオベンカルブ |
| 10 銅 | 25 ベンゼン |
| 11 ジクロロメタン | 26 セレン |
| 12 四塩化炭素 | 27 ふっ素 |
| 13 クロロエチレン | 28 ほう素 |
| 14 1, 2-ジクロロエタン | 29 1, 4-ジオキサン |
| 15 1, 1-ジクロロエチレン | |
| (2) ダイオキシン類対策特別措置法に定める物質 | |
| ダイオキシン類 | |

(2) 特定有害物質

| 土壤汚染対策法に定める特定有害物質 | |
|-------------------|---------------------|
| 1 カドミウム及びその化合物 | 14 セレン及びその化合物 |
| 2 六価クロム化合物 | 15 テトラクロロエチレン |
| 3 クロロエチレン | 16 チウラム |
| 4 シマジン | 17 1, 1, 1-トリクロロエタン |
| 5 シアン化合物 | 18 1, 1, 2-トリクロロエタン |
| 6 チオベンカルブ | 19 トリクロロエチレン |
| 7 四塩化炭素 | 20 鉛及びその化合物 |
| 8 1, 2-ジクロロエタン | 21 砒素及びその化合物 |
| 9 1, 1-ジクロロエチレン | 22 ふっ素及びその化合物 |
| 10 1, 2-ジクロロエチレン | 23 ベンゼン |
| 11 1, 3-ジクロロプロペン | 24 ほう素及びその化合物 |
| 12 ジクロロメタン | 25 PCB |
| 13 水銀及びその化合物 | 26 有機燐化合物 |